

7 農振第 1872 号
令和 7 年 10 月 31 日

東北農政局長

農村振興局長

農業現場におけるクマ類の出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底について（依頼）

令和 7 年 10 月 30 日に「クマ被害対策等に関する関係閣僚会議」が開催され、内閣官房長官から関係大臣に対し、国民の命と暮らしを守るため、追加的・緊急的なクマ対策を強化する対策をまとめるよう指示があったことを受け、農林水産省においても、早急に対策を検討しているところである。

クマ類は、冬眠に入る前に餌を求めて人里近くまで行動圏が拡大するとともに、近年は冬眠が短い個体も認められており、これまで出没していない地域にも出没する場合がある。農業現場においては、収穫作業、果樹の剪定や肥培管理、ハウス栽培における各種作業など、屋外での管理作業や移動が伴うため、安全確保の徹底や農作物被害等の防止に向けて、より一層の注意喚起が必要である。

このため、農業現場における農作業や鳥獣対策を行う際に注意する事項、鳥獣の捕獲活動時の安全確保等について、下記のとおり整理したので、環境部局や森林部局と連携の上、農業者、協議会等への指導及び関連情報の周知による注意喚起を徹底していただきたい。

なお、貴管内の県知事に対しては、貴職から依頼願いたい。

記

1 農作業や鳥獣対策を行う際に注意する事項

- （1）農作業や侵入防止柵の設置・点検時等には、ラジオなどで音を出してクマ類に人の存在をアピールすること
- （2）特にクマ類の行動が活発になる早朝、夕方の農作業や侵入防止柵の設置・点検時は周囲に気をつけること
- （3）クマ類が頻繁に出没する地域においては、できるだけ単独の作業は避けること
- （4）森林などに隣接する農地では、安全確認を行いながら、クマ類の潜み場となる周囲の灌木などの刈り払いを実施すること

2 誘引物の適切な管理

- （1）農作物の収穫残さや放置された果実などがクマ類の誘引物とならないよう適切に処理すること
- （2）クマ類の侵入を防ぐため、収穫物収納庫の施錠を徹底すること

- (3) ガソリンなどの揮発性物質も、クマ類の誘引物となるため、保管場所等に注意すること
- (4) 鳥獣対策により捕獲した個体がクマ類の誘引物とならないよう、現地に埋設する場合には、十分な深さに埋設するなど適切に処理すること

3 鳥獣の捕獲活動時の安全確保

- (1) 捕獲活動時は、クマ類に遭遇する可能性が一層高まることから、クマ類の出没等に係る事前の情報収集を行うなど安全管理を徹底すること
- (2) クマに遭遇することを想定し、防護のためクマ撃退スプレー等の装備品を携帯すること
- (3) 捕獲活動に当たっては、遠隔で罠の状況を監視できる機器等、見回りの回数を減らし、クマ類の危険回避にも有効な ICT 機器の活用も検討すること

4 クマ類の出没時の対応

- (1) クマ類に背を向けずに、落ち着いてゆっくりとその場から離れ、命を守る行動をとること
- (2) クマを驚かさないう、大声を出したり、走って逃げることは避けること
- (3) 農作業中にクマ類の足跡等の痕跡を見つけた場合は、迅速な捕獲にも有効なことから、速やかに市町村へ報告すること

なお、クマ類の出没対策にあたっては、「クマ類の出没対応マニュアル（環境省）」及び「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）（環境省）」を参考として活用願う。

【参考】

- 農林水産省作成リーフレット「クマにご注意下さい」
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuuikanki/index.html>
- 「クマ類の出没対応マニュアルー改定版ー（環境省）」
<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>
- 「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）（環境省）」
<https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/>
- 環境省 WEB サイト「クマに関する各種情報・取組」
<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

【担当】

農林水産省 農村振興局 農村政策部
鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室
鳥獣被害対策技術普及班： TEL:03-6744-7642（直通）

7 農振第 1872 号
令和 7 年 10 月 31 日

関東農政局長

農村振興局長

農業現場におけるクマ類の出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底について（依頼）

令和 7 年 10 月 30 日に「クマ被害対策等に関する関係閣僚会議」が開催され、内閣官房長官から関係大臣に対し、国民の命と暮らしを守るため、追加的・緊急的なクマ対策を強化する対策をまとめるよう指示があったことを受け、農林水産省においても、早急に対策を検討しているところである。

クマ類は、冬眠に入る前に餌を求めて人里近くまで行動圏が拡大するとともに、近年は冬眠が短い個体も認められており、これまで出没していない地域にも出没する場合がある。農業現場においては、収穫作業、果樹の剪定や肥培管理、ハウス栽培における各種作業など、屋外での管理作業や移動が伴うため、安全確保の徹底や農作物被害等の防止に向けて、より一層の注意喚起が必要である。

このため、農業現場における農作業や鳥獣対策を行う際に注意する事項、鳥獣の捕獲活動時の安全確保等について、下記のとおり整理したので、環境部局や森林部局と連携の上、農業者、協議会等への指導及び関連情報の周知による注意喚起を徹底していただきたい。

なお、貴管内の都県知事に対しては、貴職から依頼願いたい。

記

1 農作業や鳥獣対策を行う際に注意する事項

- (1) 農作業や侵入防止柵の設置・点検時等には、ラジオなどで音を出してクマ類に人の存在をアピールすること
- (2) 特にクマ類の行動が活発になる早朝、夕方の農作業や侵入防止柵の設置・点検時は周囲に気をつけること
- (3) クマ類が頻繁に出没する地域においては、できるだけ単独の作業は避けること
- (4) 森林などに隣接する農地では、安全確認を行いながら、クマ類の潜み場となる周囲の灌木などの刈り払いを実施すること

2 誘引物の適切な管理

- (1) 農作物の収穫残さや放置された果実などがクマ類の誘引物とならないよう適切に処理すること
- (2) クマ類の侵入を防ぐため、収穫物収納庫の施錠を徹底すること

- (3) ガソリンなどの揮発性物質も、クマ類の誘引物となるため、保管場所等に注意すること
- (4) 鳥獣対策により捕獲した個体がクマ類の誘引物とならないよう、現地に埋設する場合には、十分な深さに埋設するなど適切に処理すること

3 鳥獣の捕獲活動時の安全確保

- (1) 捕獲活動時は、クマ類に遭遇する可能性が一層高まることから、クマ類の出没等に係る事前の情報収集を行うなど安全管理を徹底すること
- (2) クマに遭遇することを想定し、防護のためクマ撃退スプレー等の装備品を携帯すること
- (3) 捕獲活動に当たっては、遠隔で罠の状況を監視できる機器等、見回りの回数を減らし、クマ類の危険回避にも有効な ICT 機器の活用も検討すること

4 クマ類の出没時の対応

- (1) クマ類に背を向けずに、落ち着いてゆっくりとその場から離れ、命を守る行動をとること
- (2) クマを驚かさないう、大声を出したり、走って逃げることは避けること
- (3) 農作業中にクマ類の足跡等の痕跡を見つけた場合は、迅速な捕獲にも有効なことから、速やかに市町村へ報告すること

なお、クマ類の出没対策にあたっては、「クマ類の出没対応マニュアル（環境省）」及び「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）（環境省）」を参考として活用願う。

【参考】

- 農林水産省作成リーフレット「クマにご注意下さい」
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuuikanki/index.html>
- 「クマ類の出没対応マニュアルー改定版ー（環境省）」
<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>
- 「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）（環境省）」
<https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/>
- 環境省 WEB サイト「クマに関する各種情報・取組」
<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

【担当】

農林水産省 農村振興局 農村政策部
鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室
鳥獣被害対策技術普及班： TEL:03-6744-7642（直通）

7 農振第 1872 号
令和 7 年 10 月 31 日

北陸農政局長

農村振興局長

農業現場におけるクマ類の出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底 について（依頼）

令和 7 年 10 月 30 日に「クマ被害対策等に関する関係閣僚会議」が開催され、内閣官房長官から関係大臣に対し、国民の命と暮らしを守るため、追加的・緊急的なクマ対策を強化する対策をまとめるよう指示があったことを受け、農林水産省においても、早急に対策を検討しているところである。

クマ類は、冬眠に入る前に餌を求めて人里近くまで行動圏が拡大するとともに、近年は冬眠が短い個体も認められており、これまで出没していない地域にも出没する場合がある。農業現場においては、収穫作業、果樹の剪定や肥培管理、ハウス栽培における各種作業など、屋外での管理作業や移動が伴うため、安全確保の徹底や農作物被害等の防止に向けて、より一層の注意喚起が必要である。

このため、農業現場における農作業や鳥獣対策を行う際に注意する事項、鳥獣の捕獲活動時の安全確保等について、下記のとおり整理したので、環境部局や森林部局と連携の上、農業者、協議会等への指導及び関連情報の周知による注意喚起を徹底していただきたい。

なお、貴管内の県知事に対しては、貴職から依頼願いたい。

記

1 農作業や鳥獣対策を行う際に注意する事項

- （1）農作業や侵入防止柵の設置・点検時等には、ラジオなどで音を出してクマ類に人の存在をアピールすること
- （2）特にクマ類の行動が活発になる早朝、夕方の農作業や侵入防止柵の設置・点検時は周囲に気をつけること
- （3）クマ類が頻繁に出没する地域においては、できるだけ単独の作業は避けること
- （4）森林などに隣接する農地では、安全確認を行いながら、クマ類の潜み場となる周囲の灌木などの刈り払いを実施すること

2 誘引物の適切な管理

- （1）農作物の収穫残さや放置された果実などがクマ類の誘引物とならないよう適切に処理すること
- （2）クマ類の侵入を防ぐため、収穫物収納庫の施錠を徹底すること

- (3) ガソリンなどの揮発性物質も、クマ類の誘引物となるため、保管場所等に注意すること
- (4) 鳥獣対策により捕獲した個体がクマ類の誘引物とならないよう、現地に埋設する場合には、十分な深さに埋設するなど適切に処理すること

3 鳥獣の捕獲活動時の安全確保

- (1) 捕獲活動時は、クマ類に遭遇する可能性が一層高まることから、クマ類の出没等に係る事前の情報収集を行うなど安全管理を徹底すること
- (2) クマに遭遇することを想定し、防護のためクマ撃退スプレー等の装備品を携帯すること
- (3) 捕獲活動に当たっては、遠隔で罠の状況を監視できる機器等、見回りの回数を減らし、クマ類の危険回避にも有効な ICT 機器の活用も検討すること

4 クマ類の出没時の対応

- (1) クマ類に背を向けずに、落ち着いてゆっくりとその場から離れ、命を守る行動をとること
- (2) クマを驚かさないう、大声を出したり、走って逃げることは避けること
- (3) 農作業中にクマ類の足跡等の痕跡を見つけた場合は、迅速な捕獲にも有効なことから、速やかに市町村へ報告すること

なお、クマ類の出没対策にあたっては、「クマ類の出没対応マニュアル（環境省）」及び「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）（環境省）」を参考として活用願う。

【参考】

- 農林水産省作成リーフレット「クマにご注意下さい」
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuuikanki/index.html>
- 「クマ類の出没対応マニュアルー改定版ー（環境省）」
<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>
- 「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）（環境省）」
<https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/>
- 環境省 WEB サイト「クマに関する各種情報・取組」
<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

【担当】

農林水産省 農村振興局 農村政策部
鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室
鳥獣被害対策技術普及班： TEL:03-6744-7642（直通）

7 農振第 1872 号
令和 7 年 10 月 31 日

東海農政局長

農村振興局長

農業現場におけるクマ類の出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底 について（依頼）

令和 7 年 10 月 30 日に「クマ被害対策等に関する関係閣僚会議」が開催され、内閣官房長官から関係大臣に対し、国民の命と暮らしを守るため、追加的・緊急的なクマ対策を強化する対策をまとめるよう指示があったことを受け、農林水産省においても、早急に対策を検討しているところである。

クマ類は、冬眠に入る前に餌を求めて人里近くまで行動圏が拡大するとともに、近年は冬眠が短い個体も認められており、これまで出没していない地域にも出没する場合がある。農業現場においては、収穫作業、果樹の剪定や肥培管理、ハウス栽培における各種作業など、屋外での管理作業や移動が伴うため、安全確保の徹底や農作物被害等の防止に向けて、より一層の注意喚起が必要である。

このため、農業現場における農作業や鳥獣対策を行う際に注意する事項、鳥獣の捕獲活動時の安全確保等について、下記のとおり整理したので、環境部局や森林部局と連携の上、農業者、協議会等への指導及び関連情報の周知による注意喚起を徹底していただきたい。

なお、貴管内の県知事に対しては、貴職から依頼願いたい。

記

1 農作業や鳥獣対策を行う際に注意する事項

- (1) 農作業や侵入防止柵の設置・点検時等には、ラジオなどで音を出してクマ類に人の存在をアピールすること
- (2) 特にクマ類の行動が活発になる早朝、夕方の農作業や侵入防止柵の設置・点検時は周囲に気をつけること
- (3) クマ類が頻繁に出没する地域においては、できるだけ単独の作業は避けること
- (4) 森林などに隣接する農地では、安全確認を行いながら、クマ類の潜み場となる周囲の灌木などの刈り払いを実施すること

2 誘引物の適切な管理

- (1) 農作物の収穫残さや放置された果実などがクマ類の誘引物とならないよう適切に処理すること
- (2) クマ類の侵入を防ぐため、収穫物収納庫の施錠を徹底すること

- (3) ガソリンなどの揮発性物質も、クマ類の誘引物となるため、保管場所等に注意すること
- (4) 鳥獣対策により捕獲した個体がクマ類の誘引物とならないよう、現地に埋設する場合には、十分な深さに埋設するなど適切に処理すること

3 鳥獣の捕獲活動時の安全確保

- (1) 捕獲活動時は、クマ類に遭遇する可能性が一層高まることから、クマ類の出没等に係る事前の情報収集を行うなど安全管理を徹底すること
- (2) クマに遭遇することを想定し、防護のためクマ撃退スプレー等の装備品を携帯すること
- (3) 捕獲活動に当たっては、遠隔で罠の状況を監視できる機器等、見回りの回数を減らし、クマ類の危険回避にも有効な ICT 機器の活用も検討すること

4 クマ類の出没時の対応

- (1) クマ類に背を向けずに、落ち着いてゆっくりとその場から離れ、命を守る行動をとること
- (2) クマを驚かさないう、大声を出したり、走って逃げることは避けること
- (3) 農作業中にクマ類の足跡等の痕跡を見つけた場合は、迅速な捕獲にも有効なことから、速やかに市町村へ報告すること

なお、クマ類の出没対策にあたっては、「クマ類の出没対応マニュアル（環境省）」及び「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）（環境省）」を参考として活用願う。

【参考】

- 農林水産省作成リーフレット「クマにご注意下さい」
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuuikanki/index.html>
- 「クマ類の出没対応マニュアルー改定版ー（環境省）」
<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>
- 「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）（環境省）」
<https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/>
- 環境省 WEB サイト「クマに関する各種情報・取組」
<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

【担当】

農林水産省 農村振興局 農村政策部
鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室
鳥獣被害対策技術普及班： TEL:03-6744-7642（直通）

近畿農政局長

農村振興局長

農業現場におけるクマ類の出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底
について（依頼）

令和 7 年 10 月 30 日に「クマ被害対策等に関する関係閣僚会議」が開催され、内閣官房長官から関係大臣に対し、国民の命と暮らしを守るため、追加的・緊急的なクマ対策を強化する対策をまとめるよう指示があったことを受け、農林水産省においても、早急に対策を検討しているところである。

クマ類は、冬眠に入る前に餌を求めて人里近くまで行動圏が拡大するとともに、近年は冬眠が短い個体も認められており、これまで出没していない地域にも出没する場合がある。農業現場においては、収穫作業、果樹の剪定や肥培管理、ハウス栽培における各種作業など、屋外での管理作業や移動が伴うため、安全確保の徹底や農作物被害等の防止に向けて、より一層の注意喚起が必要である。

このため、農業現場における農作業や鳥獣対策を行う際に注意する事項、鳥獣の捕獲活動時の安全確保等について、下記のとおり整理したので、環境部局や森林部局と連携の上、農業者、協議会等への指導及び関連情報の周知による注意喚起を徹底していただきたい。

なお、貴管内の府県知事に対しては、貴職から依頼願いたい。

記

1 農作業や鳥獣対策を行う際に注意する事項

- （1）農作業や侵入防止柵の設置・点検時等には、ラジオなどで音を出してクマ類に人の存在をアピールすること
- （2）特にクマ類の行動が活発になる早朝、夕方の農作業や侵入防止柵の設置・点検時は周囲に気をつけること
- （3）クマ類が頻繁に出没する地域においては、できるだけ単独の作業は避けること
- （4）森林などに隣接する農地では、安全確認を行いながら、クマ類の潜み場となる周囲の灌木などの刈り払いを実施すること

2 誘引物の適切な管理

- （1）農作物の収穫残さや放置された果実などがクマ類の誘引物とならないよう適切に処理すること
- （2）クマ類の侵入を防ぐため、収穫物収納庫の施錠を徹底すること

- (3) ガソリンなどの揮発性物質も、クマ類の誘引物となるため、保管場所等に注意すること
- (4) 鳥獣対策により捕獲した個体がクマ類の誘引物とならないよう、現地に埋設する場合には、十分な深さに埋設するなど適切に処理すること

3 鳥獣の捕獲活動時の安全確保

- (1) 捕獲活動時は、クマ類に遭遇する可能性が一層高まることから、クマ類の出没等に係る事前の情報収集を行うなど安全管理を徹底すること
- (2) クマに遭遇することを想定し、防護のためクマ撃退スプレー等の装備品を携帯すること
- (3) 捕獲活動に当たっては、遠隔で罠の状況を監視できる機器等、見回りの回数を減らし、クマ類の危険回避にも有効な ICT 機器の活用も検討すること

4 クマ類の出没時の対応

- (1) クマ類に背を向けずに、落ち着いてゆっくりとその場から離れ、命を守る行動をとること
- (2) クマを驚かさないう、大声を出したり、走って逃げることは避けること
- (3) 農作業中にクマ類の足跡等の痕跡を見つけた場合は、迅速な捕獲にも有効なことから、速やかに市町村へ報告すること

なお、クマ類の出没対策にあたっては、「クマ類の出没対応マニュアル（環境省）」及び「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）（環境省）」を参考として活用願う。

【参考】

- 農林水産省作成リーフレット「クマにご注意下さい」
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuuikanki/index.html>
- 「クマ類の出没対応マニュアルー改定版ー（環境省）」
<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>
- 「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）（環境省）」
<https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/>
- 環境省 WEB サイト「クマに関する各種情報・取組」
<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

【担当】

農林水産省 農村振興局 農村政策部
鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室
鳥獣被害対策技術普及班： TEL:03-6744-7642（直通）

7 農振第 1872 号
令和 7 年 10 月 31 日

中国四国農政局長

農村振興局長

農業現場におけるクマ類の出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底 について（依頼）

令和 7 年 10 月 30 日に「クマ被害対策等に関する関係閣僚会議」が開催され、内閣官房長官から関係大臣に対し、国民の命と暮らしを守るため、追加的・緊急的なクマ対策を強化する対策をまとめるよう指示があったことを受け、農林水産省においても、早急に対策を検討しているところである。

クマ類は、冬眠に入る前に餌を求めて人里近くまで行動圏が拡大するとともに、近年は冬眠が短い個体も認められており、これまで出没していない地域にも出没する場合がある。農業現場においては、収穫作業、果樹の剪定や肥培管理、ハウス栽培における各種作業など、屋外での管理作業や移動が伴うため、安全確保の徹底や農作物被害等の防止に向けて、より一層の注意喚起が必要である。

このため、農業現場における農作業や鳥獣対策を行う際に注意する事項、鳥獣の捕獲活動時の安全確保等について、下記のとおり整理したので、環境部局や森林部局と連携の上、農業者、協議会等への指導及び関連情報の周知による注意喚起を徹底していただきたい。

なお、貴管内の県知事に対しては、貴職から依頼願いたい。

記

1 農作業や鳥獣対策を行う際に注意する事項

- （1）農作業や侵入防止柵の設置・点検時等には、ラジオなどで音を出してクマ類に人の存在をアピールすること
- （2）特にクマ類の行動が活発になる早朝、夕方の農作業や侵入防止柵の設置・点検時は周囲に気をつけること
- （3）クマ類が頻繁に出没する地域においては、できるだけ単独の作業は避けること
- （4）森林などに隣接する農地では、安全確認を行いながら、クマ類の潜み場となる周囲の灌木などの刈り払いを実施すること

2 誘引物の適切な管理

- （1）農作物の収穫残さや放置された果実などがクマ類の誘引物とならないよう適切に処理すること
- （2）クマ類の侵入を防ぐため、収穫物収納庫の施錠を徹底すること

- (3) ガソリンなどの揮発性物質も、クマ類の誘引物となるため、保管場所等に注意すること
- (4) 鳥獣対策により捕獲した個体がクマ類の誘引物とならないよう、現地に埋設する場合には、十分な深さに埋設するなど適切に処理すること

3 鳥獣の捕獲活動時の安全確保

- (1) 捕獲活動時は、クマ類に遭遇する可能性が一層高まることから、クマ類の出没等に係る事前の情報収集を行うなど安全管理を徹底すること
- (2) クマに遭遇することを想定し、防護のためクマ撃退スプレー等の装備品を携帯すること
- (3) 捕獲活動に当たっては、遠隔で罠の状況を監視できる機器等、見回りの回数を減らし、クマ類の危険回避にも有効な ICT 機器の活用も検討すること

4 クマ類の出没時の対応

- (1) クマ類に背を向けずに、落ち着いてゆっくりとその場から離れ、命を守る行動をとること
- (2) クマを驚かさないう、大声を出したり、走って逃げることは避けること
- (3) 農作業中にクマ類の足跡等の痕跡を見つけた場合は、迅速な捕獲にも有効なことから、速やかに市町村へ報告すること

なお、クマ類の出没対策にあたっては、「クマ類の出没対応マニュアル（環境省）」及び「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）（環境省）」を参考として活用願う。

【参考】

- 農林水産省作成リーフレット「クマにご注意下さい」
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuuikanki/index.html>
- 「クマ類の出没対応マニュアルー改定版ー（環境省）」
<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>
- 「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）（環境省）」
<https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/>
- 環境省 WEB サイト「クマに関する各種情報・取組」
<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

【担当】

農林水産省 農村振興局 農村政策部
鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室
鳥獣被害対策技術普及班： TEL:03-6744-7642（直通）

北海道知事

農林水産省農村振興局長

農業現場におけるクマ類の出没及び人身被害防止等に対する指導等の徹底
について（依頼）

令和 7 年 10 月 30 日に「クマ被害対策等に関する関係閣僚会議」が開催され、内閣官房長官から関係大臣に対し、国民の命と暮らしを守るため、追加的・緊急的なクマ対策を強化する対策をまとめるよう指示があったことを受け、農林水産省においても、早急に対策を検討しているところである。

クマ類は、冬眠に入る前に餌を求めて人里近くまで行動圏が拡大するとともに、近年は冬眠が短い個体も認められており、これまで出没していない地域にも出没する場合がある。農業現場においては、収穫作業、果樹の剪定や肥培管理、ハウス栽培における各種作業など、屋外での管理作業や移動が伴うため、安全確保の徹底や農作物被害等の防止に向けて、より一層の注意喚起が必要である。

このため、農業現場における農作業や鳥獣対策を行う際に注意する事項、鳥獣の捕獲活動時の安全確保等について、下記のとおり整理したので、環境部局や森林部局と連携の上、農業者、協議会等への指導及び関連情報の周知による注意喚起を徹底していただきたい。

記

1 農作業や鳥獣対策を行う際に注意する事項

- （1）農作業や侵入防止柵の設置・点検時等には、ラジオなどで音を出してクマ類に人の存在をアピールすること
- （2）特にクマ類の行動が活発になる早朝、夕方の農作業や侵入防止柵の設置・点検時は周囲に気をつけること
- （3）クマ類が頻繁に出没する地域においては、できるだけ単独の作業は避けること
- （4）森林などに隣接する農地では、安全確認を行いながら、クマ類の潜み場となる周囲の灌木などの刈り払いを実施すること

2 誘引物の適切な管理

- （1）農作物の収穫残さや放置された果実などがクマ類の誘引物とならないよう適切に処理すること
- （2）クマ類の侵入を防ぐため、収穫物収納庫の施錠を徹底すること
- （3）ガソリンなどの揮発性物質も、クマ類の誘引物となるため、保管場所等に注意すること

- (4) 鳥獣対策により捕獲した個体がクマ類の誘引物とならないよう、現地に埋設する場合には、十分な深さに埋設するなど適切に処理すること

3 鳥獣の捕獲活動時の安全確保

- (1) 捕獲活動時は、クマ類に遭遇する可能性が一層高まることから、クマ類の出没等に係る事前の情報収集を行うなど安全管理を徹底すること
- (2) クマに遭遇することを想定し、防護のためクマ撃退スプレー等の装備品を携帯すること
- (3) 捕獲活動に当たっては、遠隔で罠の状況を監視できる機器等、見回りの回数を減らし、クマ類の危険回避にも有効な ICT 機器の活用も検討すること

4 クマ類の出没時の対応

- (1) クマ類に背を向けずに、落ち着いてゆっくりとその場から離れ、命を守る行動をとること
- (2) クマを驚かさないう、大声を出したり、走って逃げることは避けること
- (3) 農作業中にクマ類の足跡等の痕跡を見つけた場合は、迅速な捕獲にも有効なことから、速やかに市町村へ報告すること

なお、クマ類の出没対策にあたっては、「クマ類の出没対応マニュアル（環境省）」及び「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）（環境省）」を参考として活用願う。

【参考】

- 農林水産省作成リーフレット「クマにご注意下さい」
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/tyuuikanki/index.html>
- 「クマ類の出没対応マニュアルー改定版ー（環境省）」
<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>
- 「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）（環境省）」
<https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/>
- 環境省 WEB サイト「クマに関する各種情報・取組」
<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

【担当】

農林水産省 農村振興局 農村政策部
 鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室
 鳥獣被害対策技術普及班： TEL:03-6744-7642（直通）